

○湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例施行規則

〔平成31年4月1日
規則第1号〕

改正 令和 4年3月28日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例第10条の規定に基づき、その施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 処理センターに所長，その他必要な職員を置く。

2 所長は，上司の命を受け処理センターを管理し，職員を指揮してその業務を行う。

3 職員は，所長の命を受け，その業務に従事する。

(車両に対する制限)

第3条 処理センターにし尿等を搬入することができる車両は，関係市長から許可または委託を受けたバキューム車及びダンパー車に限るものとする。

(遵守事項)

第4条 使用者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 処理センターには，し尿等以外のものは搬入しないこと。

(2) 処理センターに搬入する際は，あらかじめトラックスケールにおいて搬入量を確認した後，投入口に投入すること。

(3) 処理センターにおいては，施設を汚したり，き損しないこと。

(4) 処理センターにおいては，係員の指示に従い，処理センターの円滑な業務運営に協力すること。

(使用者の責任)

第5条 搬入に従事する者が，過失により施設にき損その他の損害を与えたときは，使用者がその損害を賠償しなければならない。

(納付)

第6条 使用料の納付は，管理者の発行する，納入通知書をもって納入するものとする。

2 納入通知書に記載した発行日より起算して，20日以内に納入しなければならない。

3 使用料の納付に関する文書の様式は，次の各号のとおりとする。

(1) 納入通知書兼領収証書（様式第1号）

(2) 納入通知書兼領収証書（様式第2号）

(3) 施設使用料督促状（様式第3号）

(4) 施設使用料催告状（様式第4号）

(日時)

第7条 し尿等を受け付ける日時は，次のとおりとする。

(1) 土曜日の午後・日曜日・祝日及び年末の12月31日から年始の1月5日までを除く毎日とする。

(2) 時間は、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(3) 前各号の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、日時を変更することができる。

2 処理水取水装置の使用は、前項に定める日において、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。ただし、処理状況によってはこの限りでない。

(報告)

第8条 管理者は、使用者からし尿等の収集、運搬又は処分に関する業務について、必要に応じ報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成31年4月1日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

納入通知書

下記の全額を湖北環境衛生組合
普通預金口座(常陽銀行 石岡支店 口座番号
0410255)へ 年 月 日までに
納入下さい。

年 月 日

湖北環境衛生組合
管理者

納入義務者	氏名	
	住所	

(款)使用料及び手数料	(項)使用料
(目)施設使用料	(節)投入料
年度一般会計	

月分	浄化槽汚泥分
	kg×0.2円 =
	し尿分
	kg×0.2円 =
合計	

領収証書

納入義務者	氏名	
	住所	

(款)使用料及び手数料	(項)使用料
(目)施設使用料	(節)投入料
年度一般会計	

月分	浄化槽汚泥分
	kg×0.2円 =
	し尿分
	kg×0.2円 =
合計	

上記のとおり領収いたしました。

年 月 日

湖北環境衛生組合
(預金取扱店) 常陽銀行 石岡支店

取扱者

領収済通知書

納入義務者	氏名	
	住所	

(款)使用料及び手数料	(項)使用料
(目)施設使用料	(節)投入料
年度一般会計	

月分	浄化槽汚泥分
	kg×0.2円 =
	し尿分
	kg×0.2円 =
合計	

上記のとおり収納いたしましたので通知します。

年 月 日

湖北環境衛生組合
会計管理者 様

(取扱店) 常陽銀行 石岡支店

取扱者

様式第2号

納入通知書			
下記の金額を、湖北環境衛生組合普通預金口座 (常陽銀行石岡支店 口座番号0410255)へ、 年 月 日 までに納入ください。 年 月 日 湖北環境衛生組合 管理者			
納入義務者	氏名	様	
	住所		
(款) 使用料及び手数料		(項) 使用料	
(目) 施設使用料		(節) 処理水取水装置使用料	
年度 一般会計		月分	
月分合計金額 円			
上記の金額を領収いたしました。			
年 月 日 湖北環境衛生組合			取扱者
(預金取扱店)常陽銀行石岡支店			
	月 日	台数×300円	小計
1		台 × 300 円	円
2		台 × 300 円	円
3		台 × 300 円	円
4		台 × 300 円	円
5		台 × 300 円	円
6		台 × 300 円	円
7		台 × 300 円	円
8		台 × 300 円	円
9		台 × 300 円	円
10		台 × 300 円	円
11		台 × 300 円	円
12		台 × 300 円	円
13		台 × 300 円	円
14		台 × 300 円	円
15		台 × 300 円	円
16		台 × 300 円	円
17		台 × 300 円	円
18		台 × 300 円	円
19		台 × 300 円	円
20		台 × 300 円	円
月分合計金額		円	

領収証書		
納入義務者	氏名	様
	住所	
(款) 使用料及び手数料		(項) 使用料
(目) 施設使用料		(節) 処理水取水装置使用料
年度 一般会計		月分
月分合計金額 円		
上記の金額を領収いたしました。		
年 月 日 湖北環境衛生組合		取扱者
(預金取扱店)常陽銀行石岡支店		

領収済通知書			
納入義務者	氏名	様	
	住所		
(款) 使用料及び手数料		(項) 使用料	
(目) 施設使用料		(節) 処理水取水装置使用料	
年度 一般会計		月分	
	月 日	台数×300円	小計
1		台 × 300 円	円
2		台 × 300 円	円
3		台 × 300 円	円
4		台 × 300 円	円
5		台 × 300 円	円
6		台 × 300 円	円
7		台 × 300 円	円
8		台 × 300 円	円
9		台 × 300 円	円
10		台 × 300 円	円
11		台 × 300 円	円
12		台 × 300 円	円
13		台 × 300 円	円
14		台 × 300 円	円
15		台 × 300 円	円
16		台 × 300 円	円
17		台 × 300 円	円
18		台 × 300 円	円
19		台 × 300 円	円
20		台 × 300 円	円
月分合計金額		円	
上記のとおり収納しましたので通知します。			
年 月 日 湖北環境衛生組合 会計管理者 様 (預金取扱店)常陽銀行石岡支店			取扱者

(表)

郵便はがき



様

年 月 日

湖北環境衛生組合管理者 印

督促状／領収済通知書

(款)使用料及び手数料	(項)使用料	(目)施設使用料	(節)
年度 一般会計			
督促手数料	延滞金	料 金	納入額総計

領収印

キリトリ線

年度 月分 領収証書 様

(款)使用料及び手数料	(項)使用料	(目)施設使用料	(節)
年度 一般会計			
督促手数料	延滞金	料 金	納入額総計

領収印

上記の金額を領収いたしました。

本状は、 年 月 日現在で処理されています。

(裏)

施設使用料を納付されるときは、先に送付しました納入通知書、またはこの督促状で下記の納付場所へ至急納付してください。

納付場所 ◎ 銀行 ()

延滞金 ◎ 納期限の翌日から納付の日まで年 % (ただし、当該納期限の翌月から1ヶ月を経過する日の期間については、年 %) の割合で計算した金額

不服申立 ◎ 督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日から起算して30日以内に、管理者に対して異議の申し立てをすることができます。

◎ 督促状発送後に納付された場合は、行き違いがありますのでご了承下さい。

湖北環境衛生組合

〒315-0023

石岡市東府中25番1号

TEL (0299) 22-6092

様式第4号

施設使用料催告書

様

湖北環境衛生組合
〒315-0023
石岡市東府中25番1号
TEL (0299) 22-6092

あなたの施設使用料が下記のとおり滞納となっておりますので、先に督促状をもって納めく
ださるようお願いしましたが、まだ納付されていません。

ついては、 年 月 日までに、先に送付した納入通知書または督促状により湖
北環境衛生組合が指定した金融機関で納付してください。

記

年度	月分	施設使用料	督促手数料	納付額総計	備 考
		円	円	円	
合 計		円	円	円	

※ この催告書は、 年 月 日現在で作成しましたので、本書到着前に納付済の
場合は、行き違いですからご了承ください。

年 月 日

湖北環境衛生組合管理者 印